令和 7年度名古屋市内部統制評価報告書審査意見

第１　審 査 の 対 象

審査の対象は、「令和 7年度名古屋市内部統制評価報告書」、「令和 7年度名古屋市上下水道局内部統制評価報告書」及び「令和 7年度名古屋市交通局内部統制評価報告書」とする。

第２　審 査 の 方 法

審査は、名古屋市監査委員監査基準及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年 3月総務省公表）等に基づき、以下の各号に掲げる着眼点に留意しつつ、内部統制の整備及び運用に係る記録や内部統制の整備状況及び運用状況の評価に関連する証拠書類の確認を行うとともに、その評価手続及び評価結果が適切かどうかについて関係局への質問を行うなどの方法により実施した。

(1) 評価範囲に含まれるべき内部統制対象事務について網羅的に把握されているか
(2) 評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか
(3) 評価が形骸化していないか
(4) 評価の過程において把握した不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか
(5) 是正された整備上の重大な不備がある場合には評価基準日までに是正されたか

第３　審 査 の 結 果

市長から提出された令和 7年度名古屋市内部統制評価報告書等について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続は適切に実施されており、評価結果の記載は適切であると認められた。

なお、「令和 7年度名古屋市内部統制評価報告書」に記載のとおり、評価対象期間中の運用上の重大な不備が把握されている。

第４　意 見

(1) 令和 7年度の取組

令和 7年度は、これまでに引き続いて、職員の意識啓発やマニュアル・事務手順の整備・運用が進められたほか、実効性の高い取組の推進を目的に設置された「内部統制推進プロジェクトチーム」において、件数が著しく増加している事案の発生防止など、テーマを定めた重点的な取組が実施された。今回の取組により「誤送付」の件数が減少するなど、一定の成果が認められた。

一方、過去の重点的な取組により減少した「誤交付」の件数が令和 7年度には再び増加に転じており、運用上の不備の防止策を継続的に機能させる仕組みには、なお課

題があると考えられる。

⑵ 運用上の重大な不備

令和 7年度においては、業務委託契約に関し、収賄罪により本市の任期付職員が有罪判決を受けたという運用上の重大な不備が認められている。本件は、市民からの信頼を著しく失墜させるものであった。

この重大な不備については、法令遵守意識や公務員倫理に関する認識が十分でなかったことに加え、随意契約における事務手続やルールの徹底が不十分であったことなどが原因として分析されている。その上で、不祥事の未然防止のための職場会議の開催、コンプライアンスや公務員倫理に係る研修の実施、随意契約事務における留意事項を整理したチェックリストの作成及び活用促進などの再発防止策が講じられたことを確認した。

⑶ 今後に向けて

運用上の重大な不備に関しては、報告書の付属資料に記載された、市民等に対して及ぼす影響の量的・質的重要性を踏まえ、総合的に判断するという基準が必ずしも明確ではないため、他都市の状況などを踏まえ、評価手続の改善を検討されたい。また、講じられた再発防止策を着実に実施するとともに、不祥事を未然に防ぐ職場風土を醸成し、同様の重大な不備を二度と発生させないよう取り組まれたい。

運用上の不備の防止策については、今後その実効性を高めるため、従来からの取組に加え、ＤＸの推進や業務フローの見直しなど、職員に過度な負担をかけずに適正な事務処理を維持できる仕組みを整えることが重要である。

また令和 7年度の財務監査の結果では、不適切な財務事務に係る指摘が散見され、職員が業務の基本的なルールや目的について十分に理解していないことが原因と考えられる事案も認められた。そのため、基本的なルールを学ぶことのできる研修などの学習機会について、更なる充実が求められる。

以上を踏まえ、内部統制が有効に機能するよう、引き続き運用状況の検証や必要な見直しを行うことで、その実効性の向上を図られたい。